

第7回 玉名市景観計画策定委員会 議事録（概要）

■開催日時・場所

平成28年1月14日（木）10時00分～11時50分

玉名市役所 4F 第2委員会室（会議室）

■次第

1. 開会あいさつ
2. 委員長あいさつ
3. 報告
 - (1) 策定委員の交替について
 - (2) 第6回策定委員会について【資料1】
4. 議事
 - 〔議題1〕玉名市景観計画（素案）について【資料2】
 - 〔議題2〕玉名市景観条例（素案）及び同施行規則（素案）について【資料3】【資料4】
 - 〔議題3〕玉名市景観計画 ガイドライン（案）について【資料5】
 - 〔議題4〕今後のスケジュールについて【資料6】
5. その他
6. 閉会

■配布資料

1. 第7回玉名市景観計画策定委員会 次第、委員名簿
2. 第6回玉名市景観計画策定委員会 議事録（概要）【資料1】
3. 玉名市景観計画 - 素案 - 【資料2】
4. 玉名市景観条例【資料3】
5. 玉名市景観条例施行規則【資料4】
6. 玉名市景観形成ガイドライン - 素案 - 【資料5】
7. 景観計画策定等のスケジュール

■会議風景



■出席者名簿

継承略・順不同

※名前の後ろに ◎：委員長、○：副委員長

区分	所属	役職	氏名	出欠席
学識経験者	崇城大学	教授	秋元一秀◎	○
学識経験者	熊本大学	准教授	田中尚人○	○
市議会議員	玉名市議会建設経済委員会	委員長	田畑久吉	○
関係団体	熊本県建築士会あらたま支部	運営委員	楠本英弘	○
関係団体	玉名商工会議所	-	羽山眞澄	○
関係団体	玉名市商工会	観光部会長	森山耕治	○
関係団体	(一社)玉名観光協会	事務局長	柿添克也	○
関係団体	-	前農業委員	本田多美子	○
関係団体	玉名市文化財保護審議会	副会長	前川清一	○
関係団体	高瀬まちづくり協議会	会長	矢田部知明	○
関係団体	玉杵名フォトサークル	副会長	坂本良臣	○
公募	一般公募	-	森辰興	○
公募	一般公募	-	津崎五記	○
行政	熊本県北広域本部	景観建築第一課長	北原宏	○
行政	熊本県玉名地域振興局	維持管理調整課管理総務班長	堀口彰史	○
事務局	玉名市建設部	建設部長	磯谷章	○
事務局	玉名市建設部建設課	建設課長	松野政宏	○
事務局	玉名市教育委員会文化課	課長補佐	竹田宏司	○
事務局	玉名市建設部建設課	係長	神永和典	○
事務局	玉名市建設部建設課	参事	森田文子	○
事務局	玉名市建設部建設課	主任	川原三世子	○
支援事業者	ランドブレイン株式会社	福岡事務所	山田快広	○
支援事業者	ランドブレイン株式会社	広島事務所	鈴木将光	○

■議事録

1. 開会あいさつ

(事務局から開会のあいさつが行われた)

2. 委員長あいさつ

委員長	1年半に渡って行ってきた委員会だが、最後の委員会になる。個人的なことだが、昨年度の後半からこの委員会で話題にあがったことを見たり聞いたり調べたりして、平成28年度以降もこの委員会ではないが玉名市に関われそうなので、自分としてはよかったと思っている。見かけたら声をかけていただければと思うので、その際はよろしくお願ひしたい。最後であるため、積極的なご意見をいただきたい。
-----	--

3. 報告

[報告1] 策定委員の交替について

(説明：事務局)

(田畑委員あいさつ：記録省略)

[報告2] 第6回策定委員会について

(説明：事務局)

資料説明記録省略

委員	第6回は欠席している。私が発言していることになっているところがある(P7)ので、確認をしていただきたい。
----	--

4. 議事

[議題1] 玉名市景観計画(素案)について

(説明：事務局)

資料説明記録省略

委員	新玉名駅の景観を将来的にどのように考えているか、玉名温泉の湯けむり景観についてどのように考えているかを教えていただきたい。
----	---

事務局	P48 新玉名駅周辺地区を景観形成推進地区に指定しており、周辺地域を含め、県北の玄関口として品格を持ち、周辺の田園景観と調和した景観をつくることを目指している。駅前の開発が進み、店舗が入ってきたとしても、色や意匠に配慮していただいて、田園風景との調和を図っていききたい。玉名温泉は、P40 形成景観準備地区としており、規制は設けていないが、情緒ある温泉のまち並みを整えるということで、主にソフト的な景観まちづくりを進めていくことが効果的と考えている。建設課で計画はつくるが、庁内関係部署と連携して具体的なことは今後検討していききたい。
-----	---

委員	<p>冊子の中の言葉としては整った言葉で書いてあるが、新玉名駅や温泉街にいる人にイメージを聞いても答えが返ってこない。新玉名駅周辺地区では、今現在建物が建っていないため、将来構想を作りやすい時期である。観光客が新玉名駅に降りた時に、玉名市はこういったところだと印象付けることが1番大事である。現在建物が無いので、小岱山、雲仙岳等が見える目線には高層ビルを建てないといった景観を考えたらよいと思うが、景観計画の将来像を実現するための構想をどのように考えているのか。</p> <p>玉名温泉街についても、印象が薄い。お湯についても印象が無く、景観についても湯けむりがないなど雰囲気がない。それについては書いてないが、どのように考えているのか。</p>
事務局	<p>外観の意匠や色については周辺の田園風景と調和するように細かく決まっているが、高さ等の制限の内容は入れていない。高さの制限については、今後の検討課題であると考えている。玉名温泉では、見せる場づくりとして方針を定めているが、具体的なことについてはこれから地元の温泉組合と連携して進めることが必要と考えている。</p>
委員	<p>温泉については温泉組合で協議もしていく。都市計画との関連もあるので、そこでも意見を出して協議を進めていきたい。</p>
委員	<p>1年半で素晴らしい計画ができた。玉名らしい景観とは何かはなかなか定まらないものだと思う。P20にあるように、将来像があり、しっかりとビジョンが描かれている景観計画は少ないと思う。短い時間でできたことは、委員の皆さんの努力があったからである。資料については既に見ていただいているので、今日は議論を早めに切り上げて、今後、どのような動きをしたらよいかを議論し、市民の皆さんに当事者であることを理解していただくための作戦を立てた方が建設的でよいと思う。</p>
事務局	<p>具体的なことについてはアクションプランのところでご意見をいただきたい。</p>
委員長	<p>田畑委員の意見についてである。玉名市の眺望の話は入れているが、この委員会では新玉名駅を降りた時の景観については、議論がなかった。その視点を入れるべきである。</p>
委員	<p>新玉名駅からの景観は、夜景がとてもきれい。電車が通る景観が素晴らしいので、玉名の宣伝として利用してはどうだろうか。</p>
委員	<p>P52 参道には、地割りに歴史がある。参道のみを指定した理由を教えてください。</p>
事務局	<p>地元の方と話をした際に、地割りの話はあったが、建築物の規制を踏まえると、広範囲では厳しいのではないかという意見があった。今は線で表現しているが、道路端から何メートルという表現にするなど、表現の仕方については今後調整をしていくが、今回は参道の生垣の景観ということで指定をさせていただきたい。</p>
委員	<p>参道に接する敷地という訂正した表現を取り入れていただいている。</p>

委員	P4について、4行目“営まれる”は違和感がある。“つくられる”という表現がよいのではないか。
委員	玉名市の歴史のところは、表現を再度調整する予定である。
事務局	調整がなかなかできていないが、県の修正も今後出てくるため、それと合わせて表現を修正する。
	アクションプランについて、ガイドラインに関連するところもあるので、今後の議題になるがこれを見据えてご意見をいただきたい。
委員	<p>玉名市景観計画の見所はP20の基本方針とP67アクションプランが連動しているところ、景観計画と言いながら景観まちづくり計画になっているところがポイントである。今まで景観は、新しく家を建てる人や建設行為に関わっている人だけのものという印象だったのが、農業、暮らし、観光、まちづくり、文化財と、誰でも景観づくりに関わっていることを強く出していくことが、玉名らしさを語るベースにならなければならないと考える。</p> <p>P67と資料5については、一緒に議論した方が理解しやすいと思う。P67について言うと、文言の整理や、番号が多いので色分けするなど、もう少し見やすくしてほしい。P67、P68だけでも理解してもらえる位が理想かと思う。このエッセンスが資料5にいかにか活かされているかが一番大事だと思うので、併せてガイドラインとセットで説明していただくとうい。</p>
委員	次第と異なるが、ガイドラインを説明いただきたい。

〔議題3〕玉名市景観計画 ガイドライン（案）について

（説明：事務局）

資料説明記録省略

委員	ガイドラインP3、景観形成ガイドラインの使い方とあるが、景観計画の概要版も作ることで、それとの兼ね合いもあるが、農家の後継者、観光客など未来の市民に対して景観をPRするガイドラインとしたほうがよい。既に住んでいる玉名市民のためのガイドラインであれば問題はないが、新しく玉名市民になる人や玉名市で何かやりたいと思っている人に向けて、景観づくりをわかりやすくアピールする資料として作成していただきたい。よいものをつくっているのだから、それを適切に使ってもらいやすいように加工して渡していかないといけない。
事務局	実際に建築物を建てる方達に理解していただくために必要な資料であるので、今はこういう形で進めたい。玉名市が景観行政団体になってから正式に計画の策定をする。その段階で景観審議会を立ち上げて議論をしていく。景観計画が固まった段階で、一般の市民など、広く外の方にご理解いただけるように、わかりやすい概要版をつくりたいと考えている。

委員	P67、68のAとはなにか。
事務局	アクションプランのAになる。1、2、3という番号振りについては、P22の方針に対応した番号になっているが、分かりにくいとのご指摘もあったので、再検討する。
委員	皆さんの意見を全部捨てることなく活かそうとP69～71に整理してある。P67ではそれを細かく記載してあるが、A1-1・・・までの細かい部分はいらなくて、①②レベルでわかると思う。
委員長	前回の委員会でアクションプランを上手く表現できないかと意見が出たので、地図も新たに出てきた。
事務局	アクションプランは行政だけがやるのではなく、市民がこれなら自分の地域でもできる、していると、身近に感じてもらえるメニューのようなイメージで表現できたらと思っている。こちらの思いと、見やすさとががあるので調整はしていきたい。
委員	一般地区は、アクションプランを示していないのか。
事務局	P68の図の下に玉名市全域としてやっていけることを入れている。
委員	届出が必要になるということか。
事務局	景観は今までが規制がメインになっているイメージがあるが、届出はひとつの手段であると捉えている。法的な手段である届出行為と、それ以外のアクションプランを一緒に連動しながら景観をつくっていくことを考えている。
委員	計画の流れがわかるようにしてもらいたい。
事務局	計画の構造がわかるような表現を検討する。
委員	景観形成ガイドラインのような冊子が基本であるが、アクションプランについて、まちをどのようにきれいに作るかというのは詳しく書かれていて充分であるが、そのためどのようにするのが必要ではないか。例えば、P69に担当課を記載したらよいと思う。担当課があれば、ボランティアの人達もそこへ相談ができる。補助金や助成金についてもどこへ言えばできるのか、記載がほしい。ガイドラインの次にアクションプランも関連付けて考えてもらえると思うと活用できるのではないか。
委員長	取り組みごとの該当者、関係者の表がなくなった経緯を説明していただきたい。
事務局	アクションプランは、既に取り組みされている活動を高めたり連携させたりすることが必要になってくると思う。また、庁内部会でも相談が必要だと思うので今後検討していく。それぞれの項目についてベースができていくものもあるので、そこからスタート

させていきたい。

委員 | 1つやってみようとする人たち向けに何かいるのかなと思う。

事務局 | 次年度以降も交流会を計画していきたいと考えている。

委員 | これから庁内でどうつないでいくか、連携を考えていければと思う。

委員 | 当初は、玉名の良さがわからなかったが、回を重ねてきたことで、興味が深くなった。市民が将来像を考えていけたら素晴らしい。アクションプランを元に人材育成をしていき、発信をしていける人たちをたくさんつくらなければならない。

事務局 | 委員の皆さんが、P20 の将来像や考え方をさまざまな人に発信してつないでほしい。庁内でも連携をしていきたい。これをきっかけにして始まっていくようにしたい。そのための材料として景観計画を使っていたきたい。

委員 | アクションプランは市民と協働していくものなので、P67 をもっと一般市民にわかりやすく整理した方がよい。

P4 について、古代と中世が一緒に書いてあるので、できればわけてほしい。近世は、高瀬しか記述がない。

委員 | P4 は丸々差し替える予定である。

委員 | 計画が出来上がった後、どう展開していくかが大事。組織を継続していかないとなかなか続いていかない。担当者、職員、市長と人は変わっていくが、続けていくためには意識をもって後に伝えて繋げていかなければならない。是非今後も組織を継続していただきたい。

[議題 2] 玉名市景観条例（素案）及び同施行規則（素案）について

（説明：事務局）

資料説明記録省略

委員 | 光害については、条例に入れないのか。

事務局 | 光については、検討していない。周囲の景観と調和したという内容にはなっている。具体的な景観形成基準については計画に入っているので条例では届出規模を謳っている。計画で具体的な中身を入れていく。

委員 | 事前協議は景観形成推進地区のみか。事前協議を入れた経緯を教えてください。

事務局 | 景観形成推進地区については、色や意匠も細かく指定しており、建築の計画が出来上がった段階で届出をしても、その段階で変更するのは難しいのではないかとということ

	で、計画を事前に協議していただきたい。景観計画の方針を理解していただいた上で建築計画を立てていただきたい。
委員	事前協議をしなければならないとしたとき、1、2年かけて計画する大きな建物だったらよいかも知れないが、普通の住宅では難しいのではないか。
委員	今まで景観行政は強制力がなく、土地を持っている人が圧倒的に有利で、つくりたいとしたときにつくれていたが、景観法ができたことにより、不許可ができるようになった。トラブルを減らすために事前協議がある。景観形成推進地区では、困ったことが起こったときにストップができるように事前協議がつけられている。
委員	高瀬地区には、協定がある。ちょっとしたことではあるが、それがあることによって、認識もされていくと思う。
委員	玉名市の文化財保護条例に、文化的景観が入っているところが特徴的。玉名市が景観行政団体に移行するのを前提に聞いてはいたが、今後は移行も踏まえ連動できるような形で考えている。

〔議題4〕今後のスケジュールについて

(説明：事務局)

資料説明記録省略

委員	地域協議会はなくなるのではないか。
事務局	今年度までであるが、2月に解散の予定であるのでその際に報告したい。

5. その他

全体の意見交換

委員	景観形成推進地区について、関連する地区の住民に説明会をする予定か。
事務局	景観形成推進地区の住民には、住民説明会を行う予定。準備地区についても住民説明会という形でできるかはわからないが、意識を持っていただくために、代表の方とコンタクトを取りながら伝えていきたい。
委員	地元の住民は、素晴らしさがわかりにくい。こんなに素晴らしいということを積極的に発信してほしい。それが住民のやる気にもつながる。資料配布だけでなく、ビデオ上映等も推進地区だけでなく準備地区でも是非やっていただきたい。
事務局	お伝えする手法についても考えていきたい。関わりながら伝えていくということが一番大事だと思うので、いろいろな場面でお答えができる形で進めていきたい。
委員	ひとつのやり方として、パネルディスカッションや有名人を呼んで景観に関する講演

会をし、その後玉名のよさをビデオで紹介するとインパクトがあるし、PRにもなる。

事務局 | 一発花火をあげるようなイベントを開催するのも1つのやり方としてある。地道に地元の方とお話をしていくという方法もある。平成28年度にいくつか案として予算の計上をしているが、予算の範囲でできる範囲でやっていきたいので、皆様方からのご意見も聞かせていただきたい。

事務局 | もうひとつ報告がある。毎年熊本県で実施されている「くまもと景観賞」があるが、平成27年度のくまもと景観賞の奨励賞に「天水のみかん山」が選定された。石積みのみかん畑の風景、景観を利用した活動の評価、いのししの被害や道路の拡張で石積みが壊れて少なくなってきた現状があるので、守っていただきたいという期待を込めての受賞ということを担当から意見をいただいた。それを踏まえて、天水地区の方も地域の魅力を理解されて、協力をしていただけたらと思う。

市長あいさつ

(市長からあいさつが行われた)

市長 | 委員長、副委員長はじめ、策定委員の皆さまには7回に渡り、玉名市景観計画の委員として審議いただき、心から御礼申し上げます。景観計画の策定を通して、先人たちが築き上げてきた本市特有の景観資源を改めて実感することができた。この貴重な景観資源を市民の誇りと愛着を持って、後世に渡り守り、育てていくためにも、今後、本市の更なる発展のために、有効に取り組んでいくことが重要と考えている。現在、菊池川流域の3市1町で、日本遺産認定を目指しているが、「天下第一の米」とうたわれた、菊池川流域の米作りをテーマとした取組を進めている。本市では、景観計画においても、検討いただいた旧玉名干拓施設、高瀬蔵と船着き場跡、高瀬のまちなみ、石貫安世寺地区の農村景観など、文化財として検討を進めているところである。日本遺産に認定された暁には、魅力ある観光資源として活用を図り、地域活性化につながることを期待されている。今後、景観行政団体への移行にあたり、条例の制定や住民説明会を行っていくが、今後とも、引き続き委員の皆さまのご支援ご協力をお願いし、お礼のあいさつとさせていただきます。

6. 閉会

(閉会あいさつ：記録省略)

以上